

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成26年1月21日付けで行った「教職員緊急アンケートの実施について 平成24年10月5日」についての公文書部分開示決定は妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は平成25年12月10日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し「教職員緊急アンケートの実施について 平成24年10月5日」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、「教職員緊急アンケートの実施について 平成24年10月5日」を対象文書として特定し、平成26年1月21日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成26年3月23日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年5月16日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年6月3日付けで申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年6月6日付けで実施機関から「開示決定等理由説明書の補足説明について」の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成26年6月10日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

- (8) 当審査会は、平成26年6月27日付けで申立人から意見書1及び2の提出を受けた。
- (9) 当審査会は、平成26年7月15日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分を開示することを求める。

(2) 異議申立ての理由

本件対象文書の不開示部分は、すでに埼玉県立〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）校長が平成〇〇年〇月〇日に埼玉県教育委員会教育長に提出した「職員事故報告書」、「事実確認書（〇〇〇〇）〇/〇 〇:〇 〇:〇」、「事実確認書（〇〇〇〇）〇月〇日午後〇:〇〇（〇〇〇）」で開示されている内容であり、かつ、申立人が基本的人権侵害を回復するための重要な内容が含まれているので、不開示情報には該当しない。よって不開示部分を開示することを求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 部分開示とした理由について

ア 氏名欄

本件対象文書の氏名欄に記載された氏名は教職員の氏名である。公務員である教職員の氏名は、職務遂行に係るものである場合には慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するが、本件対象文書は任意提出のアンケートであり、回答するかしないかは個人の判断であるため、職務遂行の内容に係る情報とは言えず、条例第10条第1号本文に該当し、不開示とした。

イ 回答欄

- (ア) 回答欄に記載された個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。
- (イ) 回答のうち、厳密には特定の個人を識別できる情報ではない情報についても、同一校の教職員という特定の集団に属する者に関する情報であることから、回答から個人を特定できる可能性が高い。これを開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがあると考えられるため、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、特定の個人を識別できる情報として、条例第10条第1号に該当するものとする。
- (ウ) 本件対象文書は、情報提供した人の秘密は守るという条件で、任意に記入を依頼したものである。回答は個人の人格と密接に関連するものであり、かつ公開することで、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあたるため、条例第10条第1号に該当する。
- (エ) 回答は、多くが職員の手書きで記入されており、筆跡により個人を識別することができるため、条例第10条第1号に該当する。
- (オ) アンケート調査用紙を配布する際には、情報提供した人の秘密は守るという条件を示して実施している。回答者は公表されないことを前提に回答しており、これが公表されると調査に関する職員からの学校への信頼が損なわれるおそれがあり、今後の学校生活における様々な事案の情報提供依頼への職員からの協力が得られず、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号に該当する。回答が空欄の場合も、そのこと自体が回答者の意思を示したものである。また、同一校の教職員という特定の集団に属する者の情報であるため、空欄の回答だけでも、公表されればその数から回答した者を絞り込むことができるおそれがある。したがって、調査の秘密の保持について教職員の学校に対する信頼を損ない、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため、回答欄に記入があるものと同様に、条例第10条第5号に該当するものである。

(カ) また、回答は教職員の生徒に対する不適切な指導等について職員が気になっていることを記入したものであり、人事管理事務上必要な情報となる場合がある。

これを公にすることは、将来同種の事務を円滑に実施することができなくなるおそれがあることから、条例第10条第5号に該当する。

(キ) 申立人は、不開示部分はすでに「職員事故報告書」等で開示されている内容であると主張しているが、「職員事故報告書」等と本件対象文書に記載されている内容は同一ではない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件高校の校長が、教職員の生徒に対する不適切な指導等について把握するため、平成24年10月5日に教職員を対象に行ったアンケート調査（以下「本件アンケート調査」という。）の回答用紙である。

本件アンケート調査が行われた経緯は、次のとおりである。平成24年7月18日付けで埼玉県教育局県立学校部生徒指導課長から各県立学校長宛に出された「いじめの実態把握のためのアンケート調査の実施について」に基づき、各県立学校でアンケート調査が行われた。本件高校においては、9月初旬に「いじめの実態把握のためのアンケート」として行われた。このアンケート実施時に、一部の生徒が生徒指導主任教諭に相談したいことがあると申し出、生徒指導主任教諭が当該生徒から聞き取った内容をまとめ、校長に報告した。これを契機として校長はより詳しい実態把握が必要と考え、10月に本件アンケート調査及び生徒を対象としたアンケート調査を実施した。

アンケート用紙は氏名欄と回答欄で構成され、冒頭に「教職員の生徒に対する不適切な指導や暴言、その他教職員間のことについて、日頃から気になっていることを記入してください。いつ・どこで・誰が・誰に対して・どのようなことを行ったか詳しく記入してください。」と記されている。また、用紙配布時には、情報提供した人の秘密は守るという条件を口頭で校長が教職員に伝えている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、アンケートの回答のほとんどは手書き又はワープロ打ちで作成されていること、回答欄が空欄のものも存在して

いること、また、回答欄には他の教職員の言動に対する回答者の意見等の率直な心情が記載されていることが認められた。

実施機関は、個人の氏名を条例第10条第1号に該当するとして、また、教職員が記入した内容を条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示と判断した。そこで、以下条例第10条第1号及び第5号該当性について検討する。

(2) 条例第10条第5号該当性について

実施機関は、本件対象文書の不開示部分は条例第10条第5号に該当し、これを開示すると、本件アンケート調査に関する教職員からの学校への信頼が損なわれ、今後の学校生活における様々な事案の情報提供依頼への教職員からの協力が得られず、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれがあると主張する。また、アンケートの回答は、教職員の生徒に対する不適切な指導等について教職員が気になっていることを記入したものであり、人事管理事務上必要な情報となる場合がある。これを公にすることは、将来同種の事務を円滑に実施することができなくなるおそれがあると主張する。

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでの各号を掲げている。これは、県等の事務又は事業について各号で定型的な不開示情報を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものである。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業の他、将来行われる同種の事業も含まれる。

本件アンケート調査は、本件高校の校長が、一部の生徒が生徒指導主任教諭に相談した内容を踏まえ、生徒に対する不適切な指導等について、教職員に対し実態把握のための情報提供を依頼したものである。生徒に対する指導、すなわち生徒指導は「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や

行動力を高めることを目指して行われる教育活動」のことであり、「学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つもの」である（文部科学省「生徒指導提要」平成22年3月、1頁）。これが不適切になされる場合、教育目標を達成することを阻害するだけでなく生徒の人格を傷つけることにもなることから、学校はこれを把握する必要があるとともに、把握した結果は場合によっては教職員の懲戒等の人事管理上の措置が執られることがある。

そして、生徒指導等は教職員と生徒の間で行われるものであることから、人事管理上の措置が執られるような不適切な指導等の事案については、正確な事実を把握するためには生徒や教職員の真摯で任意の協力が必要不可欠である。本件アンケート調査は生徒の相談を契機として任意の回答を期待してなされた調査であり、その回答が公になるとすれば、教職員は協力することに躊躇し、その結果かかる調査によって正確な事実を把握できなくなるおそれが容易に推測できる。そして、今後実施機関が行う同種の調査依頼に対して教職員からの協力が得られなくなれば、正確な事実の把握が困難になり、適切かつ迅速な対応ができなくなるおそれがあることから、適正な教育活動及びこれに資する学校運営に支障を及ぼすおそれがあるものと言える。

また、当審査会が見分したところでは、本件アンケート調査は記名を前提として行われたものであり、回答の中には他の教職員の言動に対する回答者の意見等の率直な心情が記載されているものが見受けられた。それぞれの回答者にすれば、これらの機微に触れる内容を知られたくないと思うのが通常であり、本件高校の関係者間では自筆の文書等のやりとりが日常的に行われているとの実施機関の説明も考え合わせると、その記載内容や筆跡から回答者が推測され、又は詮索されることをおそれ、以後のアンケート調査の際に回答を控えたり、回答内容を抑制したりするおそれは否定できない。

以上のことから総合的に判断すると、教職員の氏名及び回答の内容を条例第10

条第5号ニ及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第10条第1号該当性について

実施機関は、本件対象文書には氏名及び個人が識別できる情報が含まれているとして、個人の氏名及び教職員が記載した内容を不開示としている。

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

本件対象文書の回答欄の中には、生徒の氏名や、生徒を特定し得る内容が記載されているものが存在する。これらの生徒に関する情報は、条例第10条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件対象文書の回答欄の中には、教職員の氏名が記載されているものもある。公務員である教職員の氏名は条例第10条第1号ただし書イに該当するものであり、直ちに不開示情報に該当するとすることはできないが、回答欄は上記(2)で判断したように、条例第10条第5号に該当することから、これを不開示とした実施機関の判断は結論において妥当である。

(4) その他

申立人は、条例に基づく開示請求以外の方法で入手済みの文書に本件対象文書と同様の内容が含まれていることを理由として、既に開示されている情報であるから、不開示情報にはあたらない旨主張する。しかし、条例に基づく開示・不開示の判断

にあたっては、何人に対しても等しく同様に判断すべきものである。請求者の個別の事情によって開示・不開示の判断が左右されるものではなく、条例に基づく本件処分の妥当性について審議を行う当審査会においては、申立人の当該主張を認めることはできない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、野村武司、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 5月16日	諮問を受ける（諮問第249号）
平成26年 5月16日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 5月30日	審議（第二部会第95回審査会）
平成26年 6月 3日	申立人から意見書を受理
平成26年 6月 6日	諮問庁から「開示決定等理由説明書の補足説明について」を受理
平成26年 6月10日	諮問庁から説明及び審議（第二部会第96回審査会）
平成26年 6月27日	申立人から意見書1及び2を受理
平成26年 7月15日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第二部会第97回審査会）
平成26年 8月 4日	審議（第二部会第98回審査会）
平成26年 9月12日	審議（第二部会第99回審査会）
平成26年10月17日	審議（第二部会第100回審査会）
平成26年11月27日	答申（答申第197号）